

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則及び特定の民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則及び特定の民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則

(租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部改正)

第1条 租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則(昭和49年岩手県規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「政令」という。)第19条第13項、<u>第20条の2第19項、第38条の4第28項、第38条の5第11項</u>及び第39条の98第11項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令第19条第15項、<u>第20条の2第21項、第38条の4第30項、第38条の5第13項</u>及び第39条の98第13項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「政令」という。)第19条第13項、<u>第20条の2第20項、第38条の4第29項、第38条の5第11項</u>及び第39条の98第11項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令第19条第15項、<u>第20条の2第22項、第38条の4第31項、第38条の5第13項</u>及び第39条の98第13項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(特定の民間再開発事業の認定に関する規則の一部改正)

第2条 特定の民間再開発事業の認定に関する規則(平成元年岩手県規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「政令」という。)第20条の2第13項及び第38条の4第22項の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定の民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第20条の2第13項又は第38条の4第22項の規定による認定(以下「特定の民間再開発事業認定」という。)を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「政令」という。)第20条の2第14項及び第38条の4第23項の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定の民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第20条の2第14項又は第38条の4第23項の規定による認定(以下「特定の民間再開発事業認定」という。)を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p>								
<table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>租税特別措置法施行令第20条の2第13項(</td><td></td></tr></table>	[略]	[略]	租税特別措置法施行令第20条の2第13項(		<table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>租税特別措置法施行令第20条の2第14項(</td><td></td></tr></table>	[略]	[略]	租税特別措置法施行令第20条の2第14項(	
[略]	[略]								
租税特別措置法施行令第20条の2第13項(									
[略]	[略]								
租税特別措置法施行令第20条の2第14項(									

<p>第38条の4第22項)の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。</p>	<p>第38条の4第23項)の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>様式第2号(第4条関係)</p>	<p>様式第2号(第4条関係)</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>下記の事業は、租税特別措置法施行令第20条の2第13項(第38条の4第22項)に規定する特定の民間再開発事業として認定したことを証する。</p>	<p>下記の事業は、租税特別措置法施行令第20条の2第14項(第38条の4第23項)に規定する特定の民間再開発事業として認定したことを証する。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。